

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その2)

被相続人

第11・11の2表の付表2の2(平成22年4月分以降用)

3 「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算
 第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等(同表の2の限度面積要件を満たすものに限ります。)についての「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。
 ↓ 第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。

区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	⑧特例の適用を受ける取得者の氏名	⑩割合	⑪小規模宅地等の面積				
			⑨その宅地等における相続開始の直前の事業		⑫小規模宅地等の価額 (④× $\frac{⑪}{③}$)		⑬小規模宅地等について減額される金額(⑫×⑩)		
被相続人等の事業用宅地等	⑭ 特定事業用宅地等	□□	⑧	80/100	⑪	□□□.	□□□□□□□□	㎡	
			⑨		⑫	□□□□□□□□	円	⑬	□□□□□□□□
	⑮ 特定同族会社事業用宅地等	□□	⑧	80/100	⑪	□□□.	□□□□□□□□	㎡	
			⑨		⑫	□□□□□□□□	円	⑬	□□□□□□□□
	被相続人等の居住用宅地等	⑯ 貸付事業用宅地等	□□	⑧	50/100	⑪	□□□.	□□□□□□□□	㎡
				⑨		⑫	□□□□□□□□	円	⑬
⑰ 特定居住用宅地等		□□	⑧	80/100	⑪	□□□.	□□□□□□□□	㎡	
			⑨		⑫	□□□□□□□□	円	⑬	□□□□□□□□

- (注) 1 ⑨欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、書籍・雑誌小売、鮮魚小売、貸家のよう具体的に記入します。
- 2 ⑪欄には、それぞれの宅地等の番号に必ず第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」に記入した宅地等の「⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」を記入します。
- 3 ⑬欄の金額を第11・11の2表の付表2の1の宅地等の番号に必ず⑥欄へ転記します。
- 4 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。